

令和元年11月18日開催
調 査

第5次福島町総合計画後期実施計画 策定に関する調査特別委員会資料

○資料4 がんばる地元企業等応援条例の見直しについて

企 画 課

資料4 がんばる地元企業等応援条例の見直しについて

1 がんばる地元企業等応援条例の実績について

町では、青函トンネル工事後の急激な人口減少等により、町内事業者の事業継承が困難を極める状況の中で、これらの課題を打破する目的で平成28年12月に「福島町がんばる地元企業等応援条例」を制定しました。

当該条例は、平成29年度から運用を開始し、従来の「福島町企業振興条例」に比べ、助成対象範囲及び助成限度額・下限額並びに助成率を大幅に拡大したことにより、多くの事業者に活用されています。

助成事業のうち、施設投資助成金の平成29年度の実績は118件、助成額138,523千円となっております。

投資額は379,607千円でこのうち町内経済循環額は142,849千円となっていることから、助成額相当分は経済効果となって現れております。

平成30年度実績では111件、助成額138,288千円、投資額361,842千円このうち町内経済循環額140,509千円となっております。

以下、施設投資助成金ほか、雇用奨励助成金、特別雇用奨励助成金、外国人技能実習生受入助成金については、下記のとおりとなっております。

(1) 施設投資助成金

(単位：千円)

年度	件数	投資額	うち町内 経済循環額	助成額
平成29年度	118	379,607	142,849	138,523
平成30年度	111	361,842	140,509	138,288
令和元年度	58	147,861	53,112	64,458

(2) 雇用奨励助成金

(単位：千円)

年度	件数	助成額
平成29年度	0	0
平成30年度	3	10,423
令和元年度	-	-

(3) 特別雇用奨励助成金

(単位：千円)

年度	人数	助成額
平成29年度	0	0
平成30年度	2	2,000
令和元年度	1	1,000

(4) 外国人技能実習生受入助成金 (単位：千円)

年度	人数	助成額
平成 29 年度	29	8,700
平成 30 年度	31	9,300
令和元年度	2	600

※各助成金の令和元年度分については、10 月末現在の実績

2 見直しの考え方について

がんばる地元企業等応援条例（以下「現制度」）に関しては、これまで2か年の支援により事業への継続意欲が現れ、今年度も同様な状況となっており、こうしたことから、既存事業者が所有している設備等の更新も概ね終えたものと判断するとともに、地域経済の循環を促すなど一定の成果があったものと考えております。

ただし、現制度を維持するには、相当の財政予算が伴うことから、現制度による支援は今年度をもって終了することといたします。

なお、今後については、新たに起業する事業者や事業を継承する若者を支援し、町への定着や雇用の場の創出、確保を図るため、地域振興の促進を目的とした、新たな助成制度を創設してまいります。

また、今回の見直しにあたっては、町政執行方針で述べさせていただいたとおり、予算規模の圧縮を念頭に見直すことといたします。

なお、産業活性化サポート事業の起業に係る助成金については、本制度に集約することとし、要綱の改正を行います。

3 チャレンジスピリット応援条例（仮称）について

新たに創設する支援策（以下「新制度」）については、現制度のうち、施設投資に係る支援を継続して実施してまいります。

(1) 対象となる事業者

新たに起業・着業しようとする者、中小企業者等（以下「事業者」）で新分野に進出しようとする者及び事業を継承しようとする者で、次のいずれかに該当し町税等に滞納がない者

- ①町内に事務所等を設置している者、または、設置しようとする者
- ②町内に法人登録をしている者、または、法人登録しようとする者
- ③町内に住所を有する者で第 1 次産業を営んでいる者、または、経営し

ようとする者
 ※ただし、風俗営業者は対象外

(2) 施設投資助成金

助成対象	事業者が町内に企業施設を新設、増設、移転、更新、購入で投資額 50 万円以上のもの。 ※投資額 20 万円から 50 万円に引き上げ。(現制度の新規着業者の実績) ※備品は 10 万円以上を対象とする。 ※リース物件については助成対象外とする。
助成額	投資額の 2 分の 1 以内で、1 年度 300 万円を上限とし、助成期間は 3 年間とする ※町内以外に事務所を設けず町外に企業施設の新設を行う場合は助成対象外とする。 ※現制度を活用した者のうち平成 30 年度及び令和元年度に助成対象となった者で当該事業に該当する者は、3 年に達する期間について新制度の助成対象とする。

(3) その他

現制度の、「特別雇用奨励助成金」、「外国人技能実習生受入助成金」については、制度の内容を維持しチャレンジスピリット応援条例とは別に創設する。ただし、外国人技能実習生受入助成金については、助成期間を 3 年間から初年度のみに改めるものとします。

また、「雇用奨励助成金」については、これまでの助成実績から雇用者の給与等の処遇改善効果が薄いため、見直しに併せ廃止するものとします。

区 分	見直し内容
雇用奨励助成金	廃止
特別雇用奨励助成金	継続実施 (助成対象・助成額に変更なし)
外国人技能実習生受入助成金	助成期間 3 年間から初年度のみに改める。(助成額に変更なし)

※現制度の特別雇用奨励助成金及び外国人技能実習生受入助成金の交付対象者となっているものについては、3 年に達するまでの期間について新制度の交付対象とする。

4 事業予算について

現制度を活用した新規着業者の割合は、単年度2～3件程度となっております。

助成期間は、安定した経営ができるよう3年間の支援を実施することから、各年度新規着業者3件、前年度からの継続者3件の、計6件に係る予算を見込んでいます。

【計画額】

(単位：千円)

年 度		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業費		18,000	18,000	18,000	18,000
財 源	一般財源	18,000	18,000	18,000	18,000